

様式（第5条関係）

会 議 録

会議の名称	平成23年10月3日 政策調整会議
開催日時	平成23年10月3日(月) 午前 9時25分 ～ 午前 9時40分
開催場所	市長公室
出席者	田中審議監、小林総務部長、中村 健康づくり部長、高橋都市建設部長、 関根会計管理者、新井水道部長、丸山議会事務局長、中島学校教育部 長、田中生涯学習部長、細沼市民環境部次長兼産業振興課長（市民環 境部長代理）、三田福祉部次長兼子育て支援課長（福祉部長代理）、 蕪木監査委員事務局主幹兼局次長（監査委員事務局長代理） (担当課) 上野総務部次長兼財政課長、堤田同課主幹兼予算係長 (事務局) 神田政策企画室長、村山同室主幹兼室長補佐、同室政策企画係飯沼主 事
会議内容	(1) 平成24年度当初予算編成方針について
会議資料	資料1 別添のとおり
会議録の 作成方針	<input type="checkbox"/> 録音テープを使用した全文記録
	<input type="checkbox"/> 録音テープを使用した要点記録
	<input checked="" type="checkbox"/> 要点記録
	記録内容の確認方法 出席者の確認及び事務局の決裁
その他の 必要事項	

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

【議題】

（１）平成２４年度当初予算編成方針について

【説明】

（上野総務部次長兼財政課長）

- ・資料１の１頁をご覧ください。内容としては、我が国の経済情勢と本市の財政状況、特に、本市の財政の硬直化、財源不足が深刻な状況となっていることから、業務内容の徹底した見直しによる無駄な歳出の削減と、限られた財源を有効に活用するよう取り組まなければならないことを書き記している。
- ・２頁目以降については、基本原則、歳入に関する事項、歳出に関する事項が主な内容となっている。各項目の主な点として、まず基本原則は、①選択する事業は、第４次朝霞市総合振興計画実施計画の対象となる事業であること。②国の動向には十分注意し、情報の収集に努めること。③施策全般について、事務事業の見直しを行うこと。これらのほか、今回新たに市単独の支援制度の見直しに関する項目を追加している。
- ・市単独の支援制度の見直しについては、第４次朝霞市行政改革大綱の取組項目とされているところであるが、第３次行政改革の取組結果として、朝霞市補助金制度の見直しに関する基本方針が既に示されており、所管課において毎年度見直しを行うこととされている。
- ・市単独の支援制度の見直しについては、行政改革実施計画の中で部を単位として見直しをすることとしているため、補助金制度の見直しに関する基本方針に示された、見直しに関する基準に基づいて、毎年度、部を単位とした見直しを実施した上で予算要求するよう記している。
- ・部単位での見直しについては、各課において、市が単独で実施している支援制度の内容及び県内他市の状況などを把握し、部長を中心とした幹事会等において検討していただきたいと考えている。
- ・歳入に関する事項は、①的確な収入見込み額を計上すること。②未収金、滞納繰越額の縮減に努めること。
- ・歳出に関する事項は、①昨年度に続き、需用費、役務費について予算の枠配分を実施すること。②長期継続契約の実施に伴い、平成２４年度の契約額が決まっているものについては契約額を計上すること。③補助金については、朝霞市補助金制度見直しに関する基本方針が策定されたため、方針に従い検討の上、計上すること。

なお、この予算編成方針については、政策調整会議及び庁議で承認をいただいた後、速やかに通知し、１１月１５日火曜日を予算要求締切日としたいと考えている。

（堤田財政課主幹兼予算係長）

- ・ 枠配分予算については7頁をご覧ください。第3次行政改革の取組項目であり、平成23年度当初予算編成から、歳出予算の需用費、役務費について、課を単位とした予算の枠配分を導入したところである。
- ・ 平成24年度については、枠配分予算導入に関する報告書の実施方針の中で、導入計画に基づく実施期間を2年間としているため、昨年度と同様、課を単位とし、需用費及び役務費について、予算の枠配分を実施するところである。
- ・ 本市の枠配分予算については、市民サービスを低下させることなく、職員の創意工夫により、予算額を縮減することを基本としているため、歳出の削減よりは、毎年不用額として残っていたものを、予算要求の段階で圧縮することを考えている。
- ・ 平成24年度の各課の配分額の積算にあたっては、平成20年度から平成22年度までの決算額、不用額、平成23年度の当初予算額を参考に積算している。また、新規事業や制度変更などにより、需用費、役務費が配分額を超えてしまう場合については、配分額を超えた額で要求していただき、財政課長査定において調整を行う。

【意見等】

(中村健康づくり部長)

- ・ 基準単価表に臨時職員の賃金単価は含まないのか。

(田中審議監)

- ・ 臨時職員の賃金単価は職員課が取りまとめている。

(上野総務部次長兼財政課長)

- ・ ほぼ職員課との調整は終わっているため、近日中に示すことができる。

(中村健康づくり部長)

- ・ 平成24年度予算には、節電は考慮しないのか。

(上野総務部次長兼財政課長)

- ・ 節電は、光熱費など枠配分予算の対象となっている部分が多く、担当課においてある程度の圧縮はしているものと判断している。過去3年間の実績と平成23年度予算を参考に、適正な額を算出していただければ良い。それ以上の節電対応については、担当課で判断していただきたい。

(田中審議監)

- ・ 現実的に電気の間引きやエレベーターを止めたままにして良いのかという問題がある。さらには、これから冬場を迎えるにあたって、考えなければいけない。いずれにせよ、10月末までは、このまま行くが、それ以降については新たな発想が必要になってくるのではないのか。

(高橋都市建設部長)

- ・ 枠配分予算による削減額はいくらほど見込めるのか。

(上野総務部次長兼財政課長)

- ・新規分を除けば、平成23年度と比較して5千万円弱の効果が見込まれる。

(田中審議監)

- ・今後収支ギャップを埋めることができなければ、シーリングも考慮に入れざるを得ないかもしれない。

【結果】

- ・本件については、原案のとおり庁議に諮ることとする。